

## 【SJF 学会演題の査読および審査規定】

---

### 第1条（目的）

本規定は、SJF 学会における学術大会演題および発表論文の学術的な質を担保し、査読および審査の公平性と透明性を確保することを目的として、その方法を定めるものである。

---

### 第2条（基本方針）

SJF 学会における研究は、関節ファシリテーション（SJF）技術の臨床的有効性および妥当性を、科学的根拠に基づいて評価することを目的とする。

各々の研究デザインについての評価項目は必要に応じて別途規定する。

---

### 第3条（査読対象）

投稿された演題および発表論文は、査読者により査読を行う。

#### 1. 投稿演題の基本原則

査読は以下の観点を満たす場合に行われる。

- ・研究目的（問題設定）の明確性
  - ・研究デザインの妥当性
  - ・評価指標（評価方法）の信頼性および妥当性
  - ・介入方法の再現性
  - ・結果の信頼性および解釈の妥当性（考察の妥当性）
  - ・臨床的意義（新規性・教育的価値）
  - ・倫理的適合性
- 

### 第4条（査読者）

査読者は理事会において指名する。

査読は原則として3名以上の査読者により行う。

査読者は、投稿者との共同研究、所属機関の関係、その他利害関係がある場合は査読に関与しない。

---

### 第5条（査読項目）

査読は以下の項目について評価する。

1. 新規性（臨床的意義）
2. 問題設定の妥当性（研究目的の明確性）
3. 研究デザインの妥当性
4. 評価方法の妥当性（評価指標の信頼性）
5. 考察の妥当性（結果の解釈）

各項目 20 点満点、合計 100 点満点として評価を行い、総合点を算出する。

---

#### 第 6 条 (倫理)

研究は以下の倫理的配慮を満たさなければならない。

1. 研究倫理の遵守
2. インフォームドコンセント
3. 個人情報保護
4. 利益相反 (Conflict of Interest) の明記
5. 患者への適切な配慮

倫理上の問題が認められる場合は、不採択とすることができる。

---

#### 第 7 条 (演題採択)

演題の採択は査読結果に基づいて決定する。

最終的な採択の可否は理事会において決定する。

---

#### 第 8 条 (査読判定)

査読結果は以下の区分とする。

① 90～100 点

修正を要せず発表可能

② 70～89 点

軽微な修正により発表可能

③ 60～69 点

修正を要するが発表可能

④ 60 点未満

大幅な修正を要する (修正後再査読)

査読結果は、評価点および査読者コメントを付記して投稿者に通知する。

投稿者は審査結果について異議申立てを行うことができる。

査読者はこれに対して誠実に対応し、研究の改善に資する助言を行う。

---

#### 第 9 条 (守秘義務)

査読者は、査読過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

---

#### 第 10 条 (査読形式)

査読は匿名で行う。

投稿者および査読者の氏名・所属は相互に開示しない。

---

## 第 11 条 (審査の流れ)

1. 演題提出
  2. 査読
  3. 修正 (必要に応じて再査読)
  4. 採択可否決定
  5. 学術大会発表
  6. 大会誌掲載
- 

## 第 12 条 (奨励賞)

学術大会において優れた研究発表に対し、研究奨励を目的として賞を授与することができる。

---

### 附則

本規定は理事会の承認を得て施行する。

本規定の改訂は理事会の議決による。

本規定に定めのない事項は理事会の協議により決定する。